

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

|  |
|--|
| 法 令 名： 風俗営業等適正化法   |
| 根 拠 条 項： 第8条   |
| 処 分 の 概 要： 風俗営業の許可の取消し   |
| 原権者（委任先）： 東京都公安委員会   |
| 法 令 の 定 め：<br>○ 風俗営業等適正化法<br>第3条（許可）<br>第4条（許可の基準）<br>第7条（承認）<br>第7条の2（承認）<br>第7条の3（承認）  |
| 処 分 基 準：<br>風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のよ<br>うに速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場<br>合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこと<br>とする。<br>・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やか<br>にその者の解任手続を進めているようなとき。 |
| 問 合 せ 先： 営業所を管轄する警察署の生活安全課   |
| 備 考：   |